

三重県いじめ防止条例（仮称）内容のイメージ

○いじめは、学校を含めた社会全体の課題であることを共有し、社会総がかりでいじめの問題に対峙する。

○子どもの声をていねいに聞き、子ども目線に立ち、三重県らしさを盛り込む条例になるよう工夫する。

(1) 目的

いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。 など

(2) 定義

(3) 基本の考え方

○いじめは社会全体の課題

○学校・家庭・地域・行政等が一体となって、いじめを生まない社会をつくる

○児童生徒のいじめ防止等に向けた主体的かつ自発的な取組

○子どもたちがいじめの加害者にも傍観者にもならないようにする

など

(4) 各主体の責務・役割

県、学校、学校の設置者、保護者等の役割

など

(5) 三重県いじめ防止基本方針

(6) いじめ防止に係る取組

未然防止、早期発見、早期対応の具体策

など

(7)

(8)

(9)

など